

(案)

俊徳道駅前交通広場ネーミングライツ付与契約書

東大阪市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇【パートナー】（以下「乙」という。）は、甲が管理する俊徳道駅前交通広場に係るネーミングライツを乙に付与するに際し、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 本契約は、甲乙との協働により俊徳道駅前交通広場の魅力を向上させるとともに、ネーミングライツにより得られる対価を、道路の維持管理等における市民サービスの向上に繋げるため、ネーミングライツに係る愛称の命名権について基本的な事項を定めることを目的とする。

(内容の遵守)

第2条 乙は、本契約内容のほか、俊徳道駅前交通広場ネーミングライツパートナー募集要項及び東大阪市道路管理施設ネーミングライツ事業実施要領で定められた内容についても遵守すること。

(ネーミングライツ)

第3条 本契約に基づき、甲が乙に付与するネーミングライツは、次のとおりとする。

(1) 対象

俊徳道駅前交通広場

(2) 所在地

東大阪市荒川三丁目29番、32番 地内

(3) 愛称

××××××××

■■■■俊徳道駅前交通広場

2 乙は、道路法第24条（昭和27年法律第180号）の道路工事施行承認を取得することで、俊徳道駅前交通広場の道路施設に愛称標示を設置することができる。

(契約によるパートナー特典)

第4条 乙は契約の特典として、以下を得ることができる。

- (1) 俊徳道駅前交通広場のネーミングライツパートナーであることを自社のホームページや出版物等で広報可能とする。
- (2) 愛称の付いた施設の設置やイベントの開催等を通じて、メディアへ露出させることができ広告効果をもたらすことができる。
- (3) 甲ウェブサイトで愛称等を広報し、併せて甲庁内でも周知し、愛称の積極的な活用を促す。
- (4) 愛称を冠したイベントの実施や、市とのコラボイベントを実施する等、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献が可能とする。

(案)

- (5) 市の重点施策への賛同を通じて企業のブランド力を地域に根付かせると共に、愛称を付することで商品のイメージアップに繋げることができる。
- (6) 公共の空間である道路施設に愛称を標示することができ、さらなるPR効果及びイメージアップを可能とする。
- (7) 俊徳道駅前交通広場で開催するイベント等の優先開催権を各年度6回付与する。ただし、1回の開催日は3日までとする。
- (8) 道路法第32条の道路占用で発生する占用料は、東大阪市道路占用規則第22条(平成4年7月1日東大阪市規則第37号)に基づき、免除とする。

(契約期間)

第5条 本契約(愛称使用)期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの●年間とする。

(契約料と支払等)

第6条 本契約期間に基づく契約料は、年額¥●●●●●●●●(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥○○○○を含む。)とし、契約期間全体の契約総額は、¥●●●●●●●●●●(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥○○○○を含む。)とする。

(内訳) 年額¥●●●●●●●●(税込)×●年

令和7年度 ¥●●●●●●●●・・・●月～翌年3月分まで

令和8年度 ¥●●●●●●●●・・・4月～翌年3月分まで

令和9年度 ¥●●●●●●●●・・・4月～翌年3月分まで

・

・

・

令和●年度 ¥●●●●●●●●・・・4月～翌年●月分まで

- 2 乙は、前項に定める契約料を、甲が通知する内容に基づき、各年度分を4月30日(土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日)までに一括して支払うものとする。ただし、初年度契約分については、甲が請求を行った日から30日以内とする。
- 3 乙が、前項の支払い期日までに契約料を支払わないときは、甲は、延滞期間に応じ、東大阪市延滞金徴収条例(昭和43年3月30日東大阪市条例第1号)に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。
- 4 甲は、徴収した契約料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部または一部を還付することがある。

(名称の標示)

第7条 乙は、道路法第24条の承認を受け、俊徳道駅前交通広場の道路施設に愛称標示を設置することができる。愛称標示の設置費用は、乙の負担とする。また、設置後の維持管理及び改修についても、同様とする。

- 2 本契約が終了した時は、乙は、道路法第24条の承認を受け、自らの責任と費用負担に

(案)

より愛称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。

- 3 乙は、前項の愛称標示の除却及び復旧に乙が応じないときは、甲が愛称標示を除却し、その費用の全額を乙に請求することをあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、愛称標示の全部又は一部が汚損等で清掃等が必要と判断した場合は、甲と協議したうえで、道路法第24条の承認を受け、清掃等を実施することができる。
- 5 天災、事故その他の事由により道路施設が損傷し愛称標示が判別不能となった場合、乙は、第1項の規定に基づき、再度愛称標示を設置することができる。

(名称の変更)

第8条 乙は、本契約期間中、愛称を変更することはできない。ただし、愛称変更の必要性について特段の理由がある旨を甲に説明し同意を得た場合は、この限りではない。

- 2 前項の変更に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

(ネーミングライツの放棄・払戻)

第9条 乙は、自己の都合によりネーミングライツを放棄、返却する場合は、書面により甲に申し出るものとする。

- 2 乙により前項の規定による申し出がなされても、甲は支払い済みの契約料は還付しないものとする。また、未払いの契約料があれば、直ちに支払うものとする。
- 3 乙が設置した愛称標示が残置している場合は、乙は、自己の費用と責任において、道路法第24条の承認を受けて除去し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。
- 4 前項の愛称標示の除去及び復旧に乙が応じないときは、甲が愛称標示を除去し、その費用の全額を乙に請求することができる。この場合において、乙は、甲が通知する内容に基づき、その費用を支払わなければならない。

(ネーミングライツの付与の撤回、剥奪等)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約期間中であっても、乙に対しネーミングライツの付与を撤回し、また剥奪することができる。

- (1) 乙から、指定する期日までに契約料の支払いがないとき。
- (2) 乙に、本市の名誉または信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは業務を停滞させるような行為があったとき。
- (3) 乙が倒産し、また、破産、民事再生、会社更生等の法的倒産手続きを申し立てたとき。
- (4) 乙に社会的・経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき。
- (5) 本市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

- 2 前項に該当し、甲がネーミングライツの付与の撤回、剥奪をした場合については、前条第2項から第4項を準用する。

(次募集の告知)

第11条 甲は、本契約の期間満了の6カ月前までに、本契約の期間満了後のパートナーの

(案)

募集を甲の広報により告知するものとする。

2 前項の告知がされない場合は、当該ネーミングライツ事業の延期又は中止がなされたものとする。

(知的財産権)

第12条 乙が、本件愛称に関して知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条2項に規定する権利をいう。)を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定める。

3 本件愛称が第三者の商品権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決し、甲を巻き込まないものとする。

4 本件愛称標示に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決し、甲を巻き込まないものとする。

5 2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用(弁護士費用を含む。)を直ちに支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(本契約の解除権、解約権)

第14条 甲は、乙が本契約に定める条項に違反した場合には、何らの催告なく本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第9条又は第10条に基づき命名権を喪失したときは、何ら催告なく本契約を解約することができる。

3 その他、甲の都合により本契約を解約することができる。

4 乙は、甲の解約により損害を被ったとしても、甲に損害賠償を請求することができない。ただし、前項に基づく場合は、その損失の負担について協議することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、本契約により生じる権利を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(疑義等に関する協議)

第16条 本契約の内容に関し、契約に定めのない事項または疑義が生じた場合については、甲乙協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第17条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁

